

13 出展する製品・技術・サービス・商品に関する新価値創造等について

※海外展開を希望する企業は、海外展開に向けた新価値創造等について記述ください。

<p>(1) 出展製品・技術・サービス・商品を最も活用できる(と貴社が考える)テーマを下記よりお選びください。</p> <p><input type="checkbox"/> ウェルネス社会を創る (医療・医薬・スポーツ・住宅・ICT など)</p> <p><input type="checkbox"/> グリーンコミュニティを創る (環境・都市開発・住宅・交通・サービスなど)</p> <p><input type="checkbox"/> スマートファクトリーを創る (生産機械・ロボット・ICT・流通など)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>
<p>(2) 上記のテーマにおいて、貴社の製品・技術・サービス・商品の具体的な活用方法を記述してください。</p> <p>例: (グリーンコミュニティ) マグネシウム合金加工技術を応用した超小型高性能 Mg 電池の開発でスマートシティにおけるエネルギー課題、特に発電・充電における用地問題の解決の一助としたい。等</p>
<p>(3) 上記の新価値創造を行うために必要と思われる、協業先・連携先を記述してください。</p>
<p>(4) 出展製品等の特徴、ユーザーメリット、他社との違い(新規性・独自性)等について記述してください。</p> <p>※特許等の取得状況に関する情報がありましたら、記述してください。</p> <p>※新技術・新商品については、完成度・市場化スケジュール等を記述してください。</p> <p>※「社会的な課題を解決できる」等、製品自体の売上・市場以外に世の中に貢献できる要素がありましたら、記述してください。</p>

14 展示について

※出展が決定した場合、以下の項目の情報は展示会Webサイト・出展者ガイドブックに掲載いたします。

(1) 企業PR 事業内容、技術、主力商品をお書き下さい。また会社案内、製品パンフレット等を添付して下さい。

(150文字以内) ※ガイドブックではスペースの都合上、改行されない場合があります。

日本語:

英語:

(2) 展示製品名等 展示する製品・技術・サービス・商品の名称

(30文字以内) ※改行をしないでください。

日本語:

英語:

(3) 展示する製品・技術・サービス・商品のキャッチコピー

(展示する製品・技術・サービス・商品のキャッチコピー)

(30文字以内) ※改行をしないでください。

日本語:

英語:

(4) 貴社で対応している体制 (貴社で有している体制についてのキャッチコピー)**(30文字以内)** (例)国際対応可、視察ツアー受け入れ可 など**※改行をしないでください。**

日本語:

英語:

(5) 展示製品・技術・サービスPR 来場者に対するアピール**(150文字以内) ※ガイドブックではスペースの都合上、改行されない場合があります。**

日本語:

英語:

15 ブースの展開方法、来場者への訴求方法等について (開催当日の実際の展示内容は変更可能です。)

(1) ブースの展開方法、来場者への訴求方法等について、実施する予定のものに○印をつけてください。

商品等の実物展示 / 実演、体験 / 説明パネル展示 / パンフレット等の設置 /

説明者の常時配置 / サンプル提供 / 即時見積もり提供 / 技術者同席 /

海外対応: 英語・中国語・その他 _____ (要員あり・パンフレットあり・支社あり _____)

(2) 展示製品その他物品(サンプルを含む)の販売について、下記にご記入ください。

1. 展示製品その他物品(サンプル)の販売を行う

2. 展示製品その他物品(サンプル)の販売を行わない

上記(2)で、1. 展示製品その他物品(サンプル)の販売を行うと回答した方にお伺いします。

販売を予定している製品名、販売価格をご記入ください。

販売製品名:

販売価格: 円

※上記、会場内での販売については、販売製品によってはご希望に添えない場合がございます。予めご了承下さい。

16 貴社の製品・技術・サービス・商品を今回の開催テーマ(ウェルネス社会を創る・グリーンコミュニティを創る・スマートファクトリーを創る)において活用できると考えられ、想定される共創パートナーについて具体的に書きください。

※出展が決定した場合、この項目の情報は展示会Webサイト・出展者ガイドブックに掲載いたします。

(50文字以内) 単なる「販売代理店」「取引先企業」ではなく、
来場者が具体的にイメージしやすい自社の商談希望先企業や職種等を具体的に記述ください。

日本語:
英語:

17 出展者検索システム用キーワードを10個まで書きください。

※出展者検索システムとは、展示会のWebサイト閲覧者が、出展分野・都道府県を選択することにより、閲覧者が求めている出展者を、確実に見つけ出すことができるマッチング支援システムです。
また出展企業名やキーワードを入力することにより、さらに具体的な出展者を検索することができます。
※開催当日には、会場内に出展者検索用パソコンを設置し、来場者に利用していただきます。

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	

18 今回、展示する製品・技術・サービス・商品等についての国等(*)からの補助金、助成金、委託費等の活用状況についてお答えください。なお、本件設問は、審査結果に影響するものではありません。

【1】貴社は、今回展示する製品について、国等からの補助金、助成金、委託費等を活用しましたか？
下記、どちらかの番号を○で囲んでください。

1. 活用している	2. 活用していない
-----------	------------

【2】(【1】で「1. 活用している」と回答された方のみ)

活用した国等からの補助金、助成金、委託費等をご記入下さい。

補助金等を受けた年度: 平成 年度

補助金等の名称: _____

補助金等の交付機関:()省(庁)・その他()

補助テーマの名称: _____

(※)現在の社名が交付年度から変更されている場合、交付時の社名をお書きください。

()

(*)国等…国の省庁及び独立行政法人を指します。地方公共団体は含まれません。

19 「中小企業新事業活動促進法」に基づく経営革新計画の承認状況についてお答えください。

【1】貴社は、現在、「中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画」の承認を受けていますか？
また、今回展示する製品は、経営革新計画の内容と合致していますか？番号を○で囲んでください。

1. 経営革新計画の承認を受けていて、 なおかつ展示製品と経営革新計画の内容が 合致している	2. 経営革新計画の承認を受けていない もしくは、経営革新計画の内容と展示製品が 合致していない
--	--

【2】【1】で「1. 展示製品と経営革新計画の内容が合致している」と回答された方のみ

当該経営革新計画の計画期間を西暦でご記入ください。

計画期間	年 月 ~ 年 月
------	-----------

→上記の期間が2010年11月以降を含む場合、以下の書類を出展申込書に添付してください。

- 中小企業新事業活動促進法第9条第1項に基づく「都道府県知事等の承認書(都道府県知事等の押印文書)」の写し4部
- 「(別表1)経営革新計画」の写し4部
- ※事務局において申込書の記載内容と上記書類をチェックし、間違いのないことの確認が取れた場合、出展審査において評価の対象となります。
(但し、本措置は出展を保証するものではありません)

20 三法(新連携・地域資源活用・農商工連携)についてお答えください。

【1】三法(新連携・地域資源活用・農商工連携)の認定を受けていますか？
認定を受けている場合には、その認定事業を○で囲んでください。

新連携	地域資源活用	農商工連携
-----	--------	-------

【2】【1】でいずれかに○をつけた方のみ

上記認定事業の認定年度、テーマ名をご記入ください。

認定年度	年 月 ~ 年 月(カ年)
テーマ名	

【3】【1】で【新連携】に○をつけた方は以下の書類を出展申込書に添付してください。

- 中小企業新事業活動促進法第11条1項に基づく「経済産業局長の認定(経済産業局長等の押印文書)」の写し4部
- ※事務局において申込書の記載内容と上記書類をチェックし、間違いのないことの確認が取れた場合、出展審査において評価の対象となります。
(但し、本措置は出展を保証するものではありません)

※中小企業新事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けており、以下の条件を満たし、異分野連携新事業分野開拓計画に係る必要書類を提出している場合。

1. 出展する製品、技術、サービス等が、認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画のテーマに合致していること。
2. 出展を希望する展示会の開催時期(2014/11/19~11/21)が、異分野連携新事業分野開拓計画の計画期間中、または、計画期間終了月の翌月から数えて、丸2年を経過する月までの間に該当していること。

**21 今回の展示会の開催は何でお知りになりましたか。該当する番号すべてに○をつけてください。
(自由回答)**

1. 主催者側からのDM	2. 中小機構ホームページ	3. 中小機構メールマガジン
4. J-net21	5. 中小企業庁・経済産業局のホームページ・メールマガジン	
6. 都道府県、中小企業支援センターの広報、ホームページ、メールマガジン等		
7. 2. ~6. を除く各種支援機関・団体の広報、ホームページ・メールマガジン等		
8. 新価値創造展 2014 ホームページ	9. 新価値創造展 2014 ポスター	10. 新聞広告
11. 民間事業者のメール広告(メールマガジン等)	12. イベント情報誌	
13. イベント情報ホームページ	14. 仕事を通じて(取引先・関係機関の担当者から)	15. 上司・知人から
16. 展示会等のイベントでのPR(展示会名:)		
17. 地方自治体からの誘引		
18. その他()		

22 中小機構では、優れた技術を持つ日本の中小企業と、国内外の大手企業をつなぐマッチングサイト『J-GoodTech(ジェグテック)』をオープンします。
ニッチトップ、オンリーワン技術を持つ中小企業の情報を掲載し、大手企業や海外企業に発信していきます。(http://jgoodtech.smrj.go.jp/)

■ J-GoodTech(ジェグテック)への掲載を希望されますか？(掲載料無料)

* 掲載対象企業は、優れた技術・製品を有し、販路開拓に意欲的な中小製造業及び製造業に付随するサービス業です。
掲載には「新価値創造展」とは別の審査があります。

1. 希望します	<input type="checkbox"/>
2. 希望しません	<input type="checkbox"/>
3. 掲載申込済み	<input type="checkbox"/>

下記の URL から申請書をダウンロードして、お申し込みください。
J-GoodTech(ジェグテック) (<http://jgoodtech.smrj.go.jp/>)
(ctrl キーを押しながらクリックしてリンク先を表示)

[新価値創造展 2014(第 10 回 中小企業総合展 東京 2014)]
出展申込に際しては、以下の出展規約に同意したものとします。

出展規約

1. 事務局

ここで述べる事務局とは、新価値創造展 2014(第 10 回 中小企業総合展 東京 2014)の開催・運営・管理のために主催者によって設置された、主催者の代理人によって構成される組織を及び申込団体を指します。

2. 出展申込及び本規約の効力の発生

所定の出展申込書に必要事項を記載し、又必要な資料を添付した上で事務局へ提出することによって、出展申込者として受け付けます。出展申込書が事務局で受理された時点で、出展申込者は本規約に同意したものと本規約の効力が発生し、本規約を遵守する義務が発生します。上記を踏まえた上で、事務局が審査によって出展者を決定し、審査結果を出展申込者へ通知します。ただし、審査内容等については公表しません。なお、事務局が出展者として適当でないと判断した場合、出展審査合格通知後であっても、事務局は出展の申込を拒否することができます。その際の判断根拠等は公表いたしません。こうした事由で出展できないことで生じた出展者及び関係者の損害は補償しません。

3. 出展料の請求

出展決定の通知に合わせて、出展料の請求書を発行いたします。請求書に記載された期日までに指定銀行口座へお振込ください。支払期日までにお振込がない場合には、出展資格を喪失する場合があります。なお振込手数料は出展者が負担するものとします。

4. 出展キャンセル

出展決定の通知を受けた後の出展取消・解約は原則として認められません。出展者のやむを得ない事情により、出展のすべてまたは一部の取消・解約をする場合、出展者は書面にてその理由を事務局へ提出してください。その際には、出展料全額に相当する金額をキャンセル料として申し受ける場合があります。

5. 基本出展にて事務局が提供するもの

以下のものが出展料に含まれます。

- ① 本仕様ブースおよび床面/パンチカーペット
- ② 基準時間内の会場使用料金・照明・空調費・出展者証
- ③ 共用施設の工事費及び維持費
- ④ 広報宣伝費(招待状/ハガキ・ポスター・案内状の制作費)
- ⑤ 来場者サービスに係わる費用(誘導看板・会場案内看板等の制作費)
- ⑥ 事務局企画運営・安全管理・会場警備費用

6. オプション料金及び自社負担項目

下記項目については、オプション料金(事務局に申込)、または自社手配として、申込団体にお問い合わせください。

- ① 2小間以上での出展の場合における追加小間費用
- ② 一次側幹線・二次側電気工事費及び電力使用料
- ③ 臨時電話・ISDN・ADSL・光高速通信などの通信回線の架設費と通信料金
- ④ アース・アンテナ等の工事費と使用料
- ⑤ 出展者証の追加料金
- ⑥ 出展者の自社小間装飾費
- ⑦ 基準時間外の会場使用料
- ⑧ 自社小間内の搬出入費及び運営費
- ⑨ 独自のHP制作など広報・宣伝費
- ⑩ 自社出展機器及び対人傷害などの保険料
- ⑪ 会場設備・備品及び他社展示物の破損、紛失弁償費
- ⑫ 放置された装飾資材等の残材、ゴミ処分に係わる費用
- ⑬ 実演等に係る給排水等設備費、工事費および使用料
- ⑭ その他、通常出展料に含まれない費用とみなされるもの

※出展者またはその代理人は指定された期日までにオプション料全額を指定銀行口座へ振り込まなければなりません。万が一指定された期日までに支払われなかった場合、事務局は遅延損害金を請求することができます。なお振り込み手数料は、出展者が負担するものとします。また一度振込されたオプション料は原則としてご返却致しません。

7. 小間の位置

小間の位置については、展示の内容などを考慮に入れ、主催者・事務局が決定します。

ただし出展状況の変動により会場レイアウトの変更等が行われても、出展者は主催者・事務局に対する異議申立てならびに賠償責任等を問う事はできません。全て主催者・事務局に一任されます。

8. ブースの施工・装飾及び材料

出展者は、国、自治体、及び会場が制定する安全規則及び事務局が定める出展に関する規則に従っていただきます。

ブース装飾の材料は消防法の基準に適合したもののみ用いる事ができます。また展示・装飾は、原則として 2.7m を基本とし 3.6m を超えることはできません。事務局までお問合せください。事前に事務局への連絡がなく、この高さ制限を超えている場合には、事務局は展示内容の変更もしくは展示の取りやめを命じる事ができます。

強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演など、他社に迷惑となる行為は行えません。実演などが他社に多大な迷惑を与えていると事務局が判断した場合、事務局はその実演などの中止・変更を命じることができます。

これらの規則及び消防法の詳細については、出展決定後にお渡しする出展者マニュアルを参照ください。

9. 出展面積の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

出展者及び出展申込者は、出展面積の一部あるいは全部を、転貸、売買、譲渡、交換することはできません。
また事務局の承認無しに、出展者以外の企業・団体または個人が使用、展示することはできません。

10. 出展者の行動

出展者は、出展者にふさわしい品位ある行動をとっていただきます。
ブース駐在員は常に出展者証を着用してください。またブースには常に最低1名は駐在してください。

11. 本展示会の運営

事務局は本展示会の業務を円滑に遂行するため、各種規則等の制定、修正を行うことができます。また、この「出展規約」に記載の無い事項について、新たに取り決め、各種の追加や変更を行うことができます。
出展者が「出展規約」ならびにその他出展者マニュアル上での規定等に違反した場合、また事務局がその他不適切と判断した場合、会期前、会期中にかかわらず事務局はその出展者の出展を中止させることができます。その場合、その展示スペースは事務局が処分することができます。なお、その際に生じた出展者及び関係者の損害については補償しません。

12. 展示品の管理及び免責

事務局は準備から撤去までの全期間を通じ、警備会社と契約して会場の整理を行います。各社小間内の警備までは行いません。
展示品の管理は、出展者の責任において行ってください。主催者及び事務局は、展示品の損害、盗難、紛失、破損等について一切責任を負いません。

13. 保険

会場への展示物搬入開始から撤去までの期間必要と思われるものについての損害保険については、各出展者で加入してください。特に小間内の警備・保険に関しては出展者ごとに行うものとし、展示品などに損害が生じた場合にも、主催者及び事務局は一切責任を負いません。

14. 補償

出展者及びその代理人が他社の小間、事務局の運営設備または展示会場の設備及び人身等に損害を与えた場合、その補償は出展者の責任において行うものとし、主催者及び事務局は一切責任を負いません。
事務局は、天災地変等のやむを得ない理由で本展示会の全てまたは一部を中止・変更する事ができます。その為に生じた出展者及び関係者の損害については保障しません。

15. 法的保護等

本展示会におけるアイデアの模倣及び商談等に関するトラブルについて、主催者及び事務局は一切の責任を負いません。出展内容は一般公開いたしますので、特別なノウハウ等についての法的保護(産業財産権等の手続き等)については、出展者の責任において対応するものとします。

展示内容に関して、紛争、訴訟、異議申し立て、その他の問題が発生した場合、出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決するものとし、主催者・事務局は一切の責任を負いません。

16. 出展搬入・搬出と撤去

展示物等の会場への搬入期間及び会場の設営工事期間などの詳細については、出展決定後にお渡しする出展者マニュアルにてご案内します。会期中は事務局の承認無しに、展示物を搬入・搬出・撤去及び移動することはできません。

展示品及び小間内の保守・清掃は、出展者の責任において行ってください。決められた撤去期日までに撤去されない展示品及び物品は、出展者の費用負担にて事務局が任意に撤去・処分できるものとします。
出展者はそのことで生じた損害を、主催者及び事務局に請求することはできません。

17. 出展者提供素材

出展者は、事務局が指定した期日までに、求められた出展者ガイドブック・web サイト用掲載素材及び各種申請を提出してください。出展者が提出した素材は、本展示会に使用する目的の為、事務局が自由に加工・構成・編集できるものとします。いただきました素材は返却いたしません。

また出展者が提供する素材は、著作権その他の権利侵害などの法的問題が発生する危険が一切ないものに限りません。これらの素材に関して、紛争、訴訟、異議申し立て、その他の問題が発生した場合、出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決することを保証し、主催者・事務局は一切の責任を負いません。なお事務局は出展者に対し、素材利用に関してのロイヤリティ、及びライセンスフィーその他の事由に関わらず、一切の金銭の支払いは致しません。

18. 販売出展

本展示会は企業間取引を前提とした商談を目的としているため、出展者が小間内を含む会場内で展示物その他物品(サンプル品を含む)を販売又は有料で提供することを希望する場合は、あらかじめ事務局に連絡を頂き、規約等を厳守する場合に限り販売を行うことができます。

19. 特定成人向けの商品等

すべての特定成人向け商品、公序良俗に反する製品、及び事務局が不適切と判断した製品については、出展・展示・プレゼンテーション・販売・配布・会場持ち込みを禁止します。

20. 報告書の提出

搬入日に配布する出展報告書を、開催最終日に必ず提出していただきます。また本展示会終了の約3~6ヶ月後(別途ご連絡)に実施する、出展の成果に関する調査について、報告書を必ず提出していただきます。

21. 反社会的勢力の排除

すべての出展申込者(出展者を含む)及びその代理人は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの(以下、総称して「反社会的勢力」という。)でないことを確約することとします。なお、事務局は、出展申込者(出展者を含む)及びその代理人が反社会的勢力に該当し、又は、反社会的勢力と以下に該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、出展申込の拒否、及び出展の取り消しを行うことができるものとします。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える 目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

また、事務局は、出展申込者(出展者を含む)及びその代理人が自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、出展申込の拒否、及び出展の取り消しを行うことができるものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

事務局、又は出展申込者(出展者を含む)及びその代理人(以下、解除者という)が上記規定により出展申込の拒否、及び出展の取り消しを行った場合、相手方に損害が生じて解除者は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、またかかる解除により解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。

22. 出展募集要綱及び出展規約の承認

すべての出展申込者(出展者を含む)及びその代理人は、本展示会の出展募集要綱に記載された全事項及び本出展規約を承認したものといたします。事務局と出展申込者(出展者を含む)、来場者、その他関係者との間で解決されない事項が発生した場合は、裁判所に裁定を委ねます。

23. 個人情報の取り扱い

出展申込書に記載した情報は適切に管理し、本展示会の運営及び、独立行政法人中小企業基盤整備機構が開催・協力する他の展示会の案内・照会のために利用する場合があります。

個人情報管理者: 独立行政法人中小企業基盤整備機構 販路支援部 販路支援課長 TEL:03-3433-8811(代表)